

スクールライフサポーター派遣事業実施要綱

神奈川県教育委員会

(趣旨)

第1条 この要綱は、将来教育に関わろうとする大学生等を神奈川県内の公立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に派遣し、児童・生徒の豊かな学校生活を支援することによる問題行動等の未然防止及び当該大学生等の能力向上に資することを目的とするスクールライフサポーター派遣事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(協定の締結)

第2条 神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、本事業を実施するにあたり、本事業の趣旨に賛同する大学及び神奈川県内の市町村教育委員会（横浜市教育委員会、川崎市教育委員会及び相模原市教育委員会を除く。以下「市町村教育委員会」という。）と、それぞれ「スクールライフサポーター派遣事業に関する協定」（以下「協定」という。）を締結する。

(事業)

第3条 本事業は、協定を締結した大学（以下「協定締結大学」という。）の学生及びその他の学生等（以下「学生等」という。）を第4条に規定する「スクールライフサポーター」として、協定を締結した市町村教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）の所管する小・中学校に派遣するものとする。

2 本事業の構成は、次の3部門とし、個人による部門の重複を認める。

- (1) 協定締結大学のインターンシップ制度を活用する「インターンシップ部門」
- (2) 学生等のボランティアを活用する「ボランティア部門」
- (3) かながわティーチャーズカレッジチャレンジコースの活動の一部とする「ティーチャーズカレッジ部門」

3 本事業についての必要な事項は別に定める。

(スクールライフサポーター)

第4条 スクールライフサポーターは、次の各号のいずれかに該当する学生等の中から、県教育委員会が任命する。

- (1) 協定締結大学において、教職をはじめ、医療、心理、社会福祉等の課程を履修している者、又は小・中学校での活動に対する意欲を有し、その活動が学生等の能力の向上につながるものであると、在籍する協定締結大学が認めた者
- (2) 協定未締結の協力大学（以下「協力大学」という。）に在籍する学生で、協力大学を通して応募した者のうち、小・中学校での活動に対する意欲を有していると県教育委員会が認めた者
- (3) 個人で応募した学生等及び大学を卒業した者のうち、小・中学校での活動に

対する意欲を有していると県教育委員会が認めた者

- (4) かながわティーチャーズカレッジチャレンジコースの受講生
- (5) 前年度にスクールライフサポーターとして活動した者のうち、翌年度も継続して活動を希望する者

2 県教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者は、スクールライフサポーターとして認めないものとする。

- (1) こどもに対する性暴力の防止等を含む関係法令に違反している者
- (2) 感染のおそれのある疾病を罹患している者
- (3) 小・中学校の正常な教育活動を妨げるおそれのある者

3 スクールライフサポーターは、派遣された小・中学校（以下「派遣校」という。）において、校長の指示に従い、次に掲げる活動を行う。

<小学校>

- (1) 児童からの相談相手、遊び相手となること
- (2) 学習の進んでいない児童、教室に入れない児童、教室から飛び出してしまう児童など支援が必要な児童への対応をすること
- (3) 教職員が行う教育活動の補助等を行うこと

<中学校>

- (4) 学習の進んでいない生徒への支援をすること
- (5) 教職員が行う教育活動の補助等を行うこと
(ただし原則として、部活動に関しては含まないこととする。)

(事業の実施)

第5条 本事業の実施については、次に定めるところによる。

- (1) 県教育委員会は、協定締結大学、協力大学及び市町村教育委員会への実施要項の通知、学生等の募集、学生等の面接、事前研修の実施、スクールライフサポーターの任命、スクールライフサポーターへの指導、協定締結大学及び協力大学へのスクールライフサポーターの実施状況の報告等を行う。
- (2) 協定締結大学は学生等の募集、面接及び応募学生等に係る県教育委員会への報告、スクールライフサポーターへの指導等を行う。
- (3) 協力大学は学生等の募集、応募学生等に係る県教育委員会への報告を行う。
- (4) 市町村教育委員会はスクールライフサポーターの派遣予定校の募集、派遣校決定までの調整、校長面接結果に基づくスクールライフサポーターの派遣決定、スクールライフサポーターへの指導、実施状況に関する県教育委員会への報告等を行う。
- (5) 派遣校の校長はスクールライフサポーターの面接及びスクールライフサポーターへの指導等を行う。

(事前研修の実施)

第6条 県教育委員会は、スクールライフサポーターとして活動する学生等に対して、本事業を円滑に遂行するため、事前に研修を実施する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、事前研修の受講を必要としない。

- (1) 前年度までにスクールライフサポーターとして活動をしたことがある、若しくは事前研修会を受講したことがある者
- (2) 前年度までに教育実習の経験がある、若しくは今年度のスクールライフサポーターの活動開始までに教育実習を修了する予定がある者
- (3) ティーチーズカレッジ部門に応募した者で、その他の部門に重複して応募をしていない者
- (4) その他、県教育委員会が事前研修を必要しないと特別に認める者

(スクールライフサポーターの責務)

第7条 スクールライフサポーターは、協定締結大学、市町村教育委員会、派遣校の校長及び県教育委員会の指導に誠実に従わなければならない。

2 スクールライフサポーターは、本事業参加により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本事業終了後も同様とする。

3 スクールライフサポーターは、第2項の内容に加え、次の事項を守らなければならない。

- (1) 派遣校の規則を厳守すること
- (2) 派遣校の信用と品位を失墜させぬよう行動すること
- (3) 児童・生徒の安全確保については、細心の注意を払うこと
- (4) 学校以外で児童・生徒との関わりは持たないこと

(派遣の取消)

第8条 市町村教育委員会は、本事業の適正な実施を確保するため、派遣校の校長の申出等により、スクールライフサポーターが次の各号のいずれかに該当する行為等があったと認めたときは、スクールライフサポーターの派遣を取り消すことができる。

- (1) スクールライフサポーターが、第4条第1項に規定する要件を欠くこと又は同条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) スクールライフサポーターが、第4条第3項及び第7条第1項から第3項までの規定に違反したと認められたとき。
- (3) 協定締結大学が、スクールライフサポーターへの適切な指導を怠ったと認められたとき。

2 市町村教育委員会は、スクールライフサポーターの派遣を取り消す場合は、あらかじめ協定締結大学及び県教育委員会の意見を聴かななければならない。

3 協定締結大学は、市町村教育委員会、派遣校の校長及び県教育委員会がスクールライフサポーターへの適切な指導を怠ったと認めたときは、スクールライフサポーターの派遣の取消を、県教育委員会を経由して市町村教育委員会に申し出る

ことができる。

(任命の取消)

第9条 県教育委員会は、本事業の適正な実施を確保するため、派遣を取り消されたスクールライフサポーターに対し、スクールライフサポーターの任命を取り消すことができる。

2 県教育委員会は、スクールライフサポーターの任命を取り消す場合は、あらかじめ協定締結大学及び市町村教育委員会の意見を聴かなければならない。

(災害の補償)

第10条 インターンシップ部門として活動する期間中の派遣校における災害については、協定締結大学が設定する保険に基づき補償する。

2 ボランティア部門として活動する期間中の派遣校における災害については、市町村教育委員会が加入するボランティア保険等に基づき補償する。

3 ティーチーズカレッジ部門として活動する期間中の派遣校における災害については、ティーチーズカレッジにおいて加入するボランティア保険等に基づき補償する。

4 派遣校の校長は、災害の発生等があったときは、速やかに市町村教育委員会に届け、届けを受けた市町村教育委員会は速やかに県教育委員会に届け出なければならない。

(報酬等について)

第11条 スクールライフサポーターへの謝金、交通費は支給しない。

(連絡会議の設置)

第12条 本事業の円滑な実施のため、スクールライフサポーター派遣事業連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、連絡会議の事務局は、県教育委員会に置く。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。